

学校感染症による出席停止扱いについて

東京都立立川国際中等教育学校

学校保健安全法により、児童・生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他人への蔓延、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。万が一、学校感染症と医師より診断された場合は、下記の出席停止期間を参考に、家庭でゆっくり休養してください。

なお、登校許可証明書に必要事項を医師に記入していただき、保健室へ提出してください。

● 学校において予防すべき感染症の種類・出席停止期間（学校保健安全法施行規則 19 条）

	病 名	出 席 停 止 期 間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスによるものに限る）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ	治癒するまで ※左記以外に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項に規定する指定感染症は、第 1 種の感染症とみなす。
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後、3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師によって感染のおそれがないと認めるまで

※ その他の感染症・・・学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が医師の意見を聞き、第 3 種の感染症として措置をとることができる疾患。条件（感染症の種類、各地域・学校における感染症の発生・流行の態様）によっては、出席停止の措置が必要と考えられる。感染症例→・溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 等

※ 以下の場合も、出席停止とすることができるとされている。

- ① 第 1 種もしくは第 2 種の学校感染症患者のいる家に居住する者またはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況により必要と認めるとき、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ② 第 1 種または第 2 種の学校感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ③ 第 1 種または第 2 種の学校感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。